

災害廃棄物安全評価検討会（第10回） 議事要旨

日時：平成23年12月2日（金）18:00～20:30

場所：環境省 第一会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 武山班長
厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官
健康局水道課 名倉課長補佐
国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
白崎下水道国際・技術調整官
福島県 生活環境部 齋藤次長
独立行政法人日本原子力研究開発機構
安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹
財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事
財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：高山大臣政務官、南川事務次官、谷津官房長
鷺坂水・大気環境局長、関水環境担当審議官、塚本現地対策本部長
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長
廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

議 題

1. 開会

(1) 南川事務次官から挨拶。

2. 省令事項等について

(1) パブリックコメント結果を踏まえた省令事項素案の修正について

ア. 環境省から、資料4に基づき、放射性物質汚染対処特措法省令事項素案に関するパブリックコメント結果を踏まえた修正について説明があった。

イ. 委員から、安定型処分場の跡地利用についてはまだ議論すべきことがあるとの指摘があり、環境省から、今後検討していきたいとの説明があった。

ウ. 委員から、海洋投棄はどのような整理になっているか質問があり、環境省から、特定廃棄物についても海洋投棄は禁止であるとの回答があった。

(2) 放射性物質による汚染状態の調査方法等について

ア. 環境省から、資料5-1に基づき、放射性物質による汚染状態の調査方法について説明があった。また、委員から、資料5-2に基づき、廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアルについて説明があった。

- イ. 委員から、分析用サンプルの代表性の観点から対象を1ロットとする際に量的な制限が必要との指摘があり、所定数のインクリメントを平均操作するのか最大値をとるのか質問があった。環境省から、均一でない対象にはインクリメント数を増やすとしているので代表性はあると考えているとの説明があり、所定数のインクリメントを混合して分析対象にすること、さらに量についても今後検討したいとの回答があった。
- ウ. 委員から、廃棄物の山が1日目、2日目で状態が変わっていることもあるので、ロットの考え方に時間的な考慮も必要との指摘があった。
- エ. 厚生労働省から、廃棄物を収集する前に測定するには現場ですぐに測れる方法が良いとの指摘があり、環境省から、指定廃棄物であるのかを確認するための測定方法なので簡易な方法は考えていないとの説明があった。また、環境省から、測定結果によって指定廃棄物と認定されるまで特措法は適用されないため弾力的な対応が可能であることの説明があった。

(3) 濃度限度を適用させる採取地点等の考え方について

- ア. 環境省から、資料6に基づき、排水の分析用採取地点の考え方について説明があった。
- イ. 委員から、上流側、下流側も採取地点としてあるが、最初は排水口だけを採取地点とする考え方にはできないのか質問があり、環境省から、比較検討のうえで採取地点としているとの説明があった。委員から、排ガスの管理は通常は排出口においてのみ測定を行う考え方となっているが、排水の管理も同様の考え方が原則である旨の指摘があった。
- ウ. 委員から、濃度限度を超えた場合の対応について質問があり、環境省から、超えた場合には状況に応じた判断になるとの回答があった。
- エ. 委員から、罰則の適用について質問があり、環境省から、基準を超えた場合には改善命令がかけられ、その命令に反した場合に罰則が適用されるとの回答があった。

3. 上下水汚泥等の処分方法について

- (1) 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の下水汚泥焼却灰等及び浄水発生土の処分方法に関する方針(案)について
 - ア. 環境省から、資料9に基づき、8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の下水汚泥焼却灰等及び浄水発生土の処分方法に関する方針(案)について説明があった。
 - イ. 委員から、水分添加はセメント固化より飛散しやすいのではないかと質問があり、環境省から、水分添加で十分と考えているとの回答があった。
 - ウ. 福島県から、環境省が8月末に取りまとめた処分方法のイメージが定着しているので、それより簡便な方法になっている本方法については、混乱を避けるために丁寧な説明が必要だという指摘があった。環境省から、説明会など対応していくとの回答があった。
 - エ. 委員から、梱包材とはどんなものを想定しているか質問があり、環境省から、フレキシブルコンテナバックを想定しているとの回答があった。
 - オ. 委員から、焼却等していない汚泥も適用対象であるのか質問があり、環境省から、対象としていないので、分かりやすいよう文書を修正したいとの回答があった。
 - カ. 委員から、近い時期に埋立終了となる処分場もあるはずだが、25年を仮定した検討は妥当かどうか質問があり、環境省から、25年は埋立終了から処分場廃止までの期間であるとの回答があった。

4. 広域処理について

- (1) 災害廃棄物の広域処理において溶融を行う場合の考え方について(案)
 - ア. 環境省から、資料11に基づき、災害廃棄物の広域処理において溶融を行う場合の考え方について説明があった。
 - イ. 委員から、溶融処理には塩基度調整材などの副資材も用いられるので、それらの使

用状況についても調査し、データを充実させてほしいとの意見があった。

5. その他

- (1) 委員から、資料3に基づき、放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分に関する技術資料をまとめたことについて説明があった。
- (2) 環境省から、資料7に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立て処分に関する処理基準のうち土壌層の設置等を不要とする廃棄物の要件について説明があった。
- (3) 横浜市から、資料8に基づき、放射性物質を含む汚泥焼却灰等の処分に関する安全評価検討書について説明があった。説明に対して委員から異論はなかった。
- (4) 環境省から、資料10に基づき、100,000Bq/kg を超える放射性物質に汚染された廃棄物の処分の方法について説明があり、遮断型処分場を基本として処分方法を検討することが了承された。
- (5) 環境省から、資料12に基づき、放射性物質を含む可燃性廃棄物（廃稲わら等）の焼却について説明があり、試験焼却により安全性の確認を行った上で焼却処理を行う方針が確認された。

配付資料

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 第10回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿 |
| 資料2 | 第9回検討会議事要旨 |
| 資料3 | 放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分（技術資料） |
| 資料4 | 放射性物質汚染対処特措法省令事項素案 パブリックコメント結果を踏まえた修正について |
| 資料5-1 | 放射性物質による汚染状態の調査方法について |
| 資料5-2 | 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル |
| 資料6 | 濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点についての考え方 |
| 資料7 | 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立て処分に関する処理基準のうち土壌層の設置等を不要とする廃棄物の要件 |
| 資料8 | 放射性物質を含む汚泥焼却灰等の処分に関する安全評価検討書（横浜市） |
| 資料9 | 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の下水汚泥焼却灰等及び浄水発生土の処分方法に関する方針（案） |
| 資料10 | 100,000Bq/kg を超える放射性物質に汚染された廃棄物の処分の方法について |
| 資料11 | 災害廃棄物の広域処理において溶融を行う場合の考え方について（案） |
| 資料12 | 放射性物質を含む可燃性廃棄物（廃稲わら等）の焼却について |

参考資料1 広域処理推進ガイドライン